平成２８年（フ）第８４１号
福岡市中央区桜坂１丁目３番15号
債務者　山根　君子
1　決定年月日時　平成28年６月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第８５０号
福岡県糸島市高田２丁目１番10号　202
債務者　正成　裕子
1　決定年月日時　平成28年６月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第８６１号
福岡市東区箱崎１丁目29番23―401号
債務者　立石　　智
1　決定年月日時　平成28年６月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１６５号
鹿児島県鹿児島市高麗町34番11号
債務者　柳　　一**德**
1　決定年月日時　平成28年６月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第７０号
茨城県取手市井野台１丁目22番14―1010号
債務者　三田ひろみ
1　決定年月日時　平成28年６月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月24日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２８年（フ）第７６号
茨城県取手市井野台１丁目21番３―426号
債務者　**藤**野冨士則
1　決定年月日時　平成28年６月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月24日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２８年（フ）第７７号
東京都葛飾区青戸６丁目11番10号　グランデ青砥202号、前住所茨城県龍ケ崎市久保台４丁目１番地７　５―306
債務者　宮崎　理佳
1　決定年月日時　平成28年６月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月24日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２８年（フ）第８５号
茨城県取手市双葉３丁目６番７号
債務者　唐鎌　章雅
1　決定年月日時　平成28年６月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月24日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２８年（フ）第３２９号
兵庫県西宮市今津久寿川町２番26―302号
債務者　多田　　毅
1　決定年月日時　平成28年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第９２号
奈良県大和高田市大字築山194番地19
債務者　高橋　智美
1　決定年月日時　平成28年６月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月24日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第９８号
奈良県葛城市新庄223番地１　ルミエールかつらぎＡ棟105号
債務者　新井　健二
1　決定年月日時　平成28年６月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月24日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第１０４号
奈良県香芝市旭ケ丘４丁目３番地９　サンライズ旭ヶ丘101号
債務者　**今**里　将司
1　決定年月日時　平成28年６月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月24日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第８７号
大分県別府市大字北石垣1136番地の１　レオネクストショアーズⅠ102号
債務者　薬師寺淳司
1　決定年月日時　平成28年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月24日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１４９号
大分県別府市大字鶴見4218番地の10　市営光の園住宅Ｆ―32号
債務者　首藤　　保
1　決定年月日時　平成28年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月24日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第２６２号
兵庫県西宮市下大市東町16番13号
債務者　尼﨑　新二
1　決定年月日時　平成28年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月25日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第２７８号
兵庫県尼崎市杭瀬本町１丁目４番20号
債務者　香取　恭子
1　決定年月日時　平成28年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月25日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第３３４号
兵庫県尼崎市西難波町４丁目８番29号　ピオーネ西難波101号
債務者　荒井　洋介
1　決定年月日時　平成28年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月25日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係